

自衛消防組織の設置が必要な防火対象物 = 防災管理者の選任が必要な防火対象物



防火管理者の選任が必要な防火対象物のうち、多くの利用がある大規模なもの

## 【消防法】

### （自衛消防組織）

第8条の2の5 第8条第1項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならない。

② 前項の権原を有する者は、同項の規定により自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

### （防災管理者等）

第36条 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。

## 【消防法施行令】

### （自衛消防組織の設置を要する防火対象物）

第4条の2の4 法第8条の2の5第1項の政令で定める防火対象物は、法第8条第1項の防火対象物のうち、次に掲げるものとする。

1 別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項から（12）項まで、（13）項イ、（15）項及び（17）項に掲げる防火対象物（以下「自衛消防組織設置防火対象物」という。）で、次のいずれかに該当するもの

- イ 地階を除く階数が11以上の防火対象物で、延べ面積が1万平方メートル以上のもの
- ロ 地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、延べ面積が2万平方メートル以上のもの
- ハ 地階を除く階数が4以下の防火対象物で、延べ面積が5万平方メートル以上のもの

### （防災管理を要する建築物その他の工作物）

第46条 法第36条第1項の政令で定める建築物その他の工作物は、第4条の2の4の防火対象物とする。